

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例
藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第6中	「	200円	を	「	260円	に改める。」
	20円	26円				
	10円	14円				
	500円	650円				
	10,000円	12,000円				
	20,000円	26,000円				
	4時間まで 20,000円。 以後1時間までご とに5,000円 を加算した額	4時間まで 26,000円。 以後1時間までご とに6,500円 を加算した額				

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市都市公園条例別表第6の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた都市公園の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた都市公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、都市公園の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。